**令和２年度東松島市営住宅小規模修繕業者**

**登録申請のご案内**

・東松島市営住宅管理センターが発注する「市営柳の目西住宅」における**３０万円**の

規模の小さい施設修繕を対象とした登録制度となり、簡単な手続きで登録できます。

※令和２年度は市営柳の目西住宅のみとなります。

・東松島市入札参加有資格者名簿（土木工事、建設工事、設備工事）に登録されている事業者につきましては、東松島市営住宅管理センターの修繕登録業者（小規模、一般問わず）として登録させていただきますので、本申請の必要はございません。

令和２年６月１日発行

東松島市営住宅管理センター

（一般社団法人東松島みらいとし機構（HOPE）内）

**令和２年度東松島市営住宅小規模修繕業者登録について**

**１．目的**

市営柳の目西住宅における小規模な修繕工事（30万円以下のもの）の受注を希望する

市内の事業者の方を対象に、簡単な手続きで登録して頂き、受注機会の拡大を図る事を

目的としています。

**２．登録できる方**

　　⑴　東松島市に主たる事業所を置く法人事業者（組合等の団体を除く）又は、本市に

　　　　住所を有する個人事業者

　　⑵　「東松島市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）」に登録していない事業者

　　⑶　成年被後見人、被保佐人又は破産者でない方

　　⑷　希望業種を履行するために資格等が必要な場合、その資格等を有する方

　　⑸　東松島市の税金を滞納していない方

　　⑹　暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

　　　 　第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が代表取締役（個人経営の場合にあっては、

その代表。）として会社を経営、もしくは取締役、監査役として会社運営に関与していない方。（又は、実質的に経営を支配していることが判明したもの、その他市が不適格を認める者は登録できない。）

⑺　修繕工事完了後、「完了報告書」を提出できる方。

　　※フォーマット、様式等については別途ご説明します。

**３．対象となる修繕**

１件が３０万円以下の修繕のうち、内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められる

もの。

**４．登録受付期間及び申請場所**

随時受付

土・日曜日及び休日を除く、午前９時～正午、午後１時～午後５時

※申請は毎月１５日締め切り（土・日及び休日にあたる場合はその翌営業日）

翌月１日より名簿登録

「東松島市営住宅管理センター（ＨＯＰＥ内）」窓口

　〒981-0502　東松島市大曲字寺前61-2

TEL：0225-98-7727　　FAX：0225-98-7085

**５．登録方法**

　「令和２年度東松島市営住宅小規模修繕業者登録」【様式①】に必要事項を記入押印のうえ、

以下の書類を添付し、東松島市営住宅管理センター窓口まで提出してください。

＜添付書類＞

　　⑴　暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書及び同意書【様式②】

　　⑵　東松島市税完納証明書

　　　　　　※未納がある場合は発行されません。

　　　　　　　なお、市税納付後３週間以内に完納証明書を交付申請する場合は、申請窓口に

必ず領収証書原本（口座振替の場合は、記帳した振替口座の通帳）を持参して下さい。

　　⑶　登録希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、許可証・免許証等の写し

**６．登録の有効期間**

　　　自動更新（原則）

　　　※原則、自動更新とさせていただきますが、条件や仕様が変更になった場合は、都度登録

　　　　頂く場合がございます。

**７．登録業種**

　履行可能な業種は「土木工事」「建設工事」「設備工事」の３種類です。※複数登録可

**８．登録者の取扱い**

　　この登録申請をした方は、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、

「東松島市営住宅小規模修繕業者登録名簿」に登録され、当センターが小規模な修繕を

発注する際の選考対象となります。

**※ただし、見積合わせや契約を約束するものではありませんのでご了承ください。**

登録者名簿は、当センターの窓口及びホームページ等での閲覧により一般にも公開しますの

で、あらかじめご了承ください。

　　※公表の範囲は次の項目となります

　　　・商号又は名称

　　　・所在地

　　　・登録した修繕の種類

**９．登録事項の変更等**

　　名簿搭載後に申請事項に変更等が生じた場合は、

「小規模修繕業者登録変更等届出書」【様式③】により、遅延なくその旨を届け出て下さい。

　　また、登録を廃止する場合にも、当該申請書により届け出て下さい。

**１０．法令等の遵守**

この制度に基づく契約の履行にあたっては、関係法令及び東松島市契約規則の遵守を

お願いします。登録者に、不正・不誠実な行為等があった場合、登録を取り消すことがあります。

**１１．審査結果の確認**

審査結果は、東松島市営住宅管理センターに公開される「小規模修繕業者登録名簿」によりご確認ください。